

令和4年度  
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻  
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】  
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：憲法・刑法

試験時間：10:00～12:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて、5ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、刑法【第1問】・刑法【第2問】の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 憲法

第1問（配点：40点）

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の概要は、以下のとおりである。

- ① 従前、各市町村の保有する住民基本台帳の情報は当該市町村内においてのみ利用されていたが、住基ネットは、住民基本台帳に記録された個人情報のうち、氏名、住所等の本人確認情報を市町村、都道府県及び国の機関等で共有してその確認ができる仕組みを構築することにより、住民基本台帳のネットワーク化を図り、住民基本台帳に関する事務の広域化による住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることを目的とする。
- ② 住基ネットによって管理、利用等される個人情報である本人確認情報は、氏名、生年月日、性別、住所に、住民票コード（無作為に作成された10けたの数字及び1けたの検査数字を組み合わせて定めた数列）及び変更情報（異動事由（転入、出生、転出、死亡等）、異動年月日及び異動前の本人確認情報）を加えたものである。
- ③ 本人確認情報の提供を受けた市町村長等は、当該事務の処理以外の目的のための利用又は提供は禁止されている。また、本人確認情報を保有する行政機関が、本人確認情報を他の個人情報と結合すること（データマッチング）は、法令に違反する行為として、懲戒処分及び刑罰の対象となる。
- ④ 住基ネットの導入により、住民にとっては、全国のどの市町村でも住民票の写しを入手できるようになること等の利点がある。他方、市町村にとっては、市町村間の通信を郵送に代えて電気通信回線を通じて行うことにより事務の効率化を図ることや、行政経費の削減を図ることができる等の利点がある。
- ⑤ 本人確認情報の漏えい防止等の安全確保の措置として、技術的側面では、住基ネットシステムの構成機器等について相当厳重なセキュリティ対策が講じられ、人的側面でも、人事管理、研修及び教育等種々の制度や運用基準が定められて実施されている。

住基ネットに含まれる憲法上の問題点について、関連する判例及び学説に触れつつ、論じなさい。

【後期日程】

試験科目名： 憲 法

第2問（配点：40点）

日本国が法的に拘束される条約と日本国憲法の規定が矛盾・抵触するとみられる場合に、日本の国内法秩序において憲法の規定が条約違反で無効になるとは解されない憲法上の根拠を説明しなさい。

【後期日程】

試験科目名： 刑法

第1問（配点：40点）

Xは、酒を多量に飲むと複雑酩酊状態に陥り、他人に危害を加える性癖の持ち主であり、Xもそのことを自覚していたことから、普段は酒を飲まないようにしていた。

Xは、知人のAが、Xの親友であるBからの多額の借金を踏み倒したという噂を耳にして、Aに恨みを抱くようになり、何とかしてBに代わってAを痛い目に合わせてやりたいと思うようになった。そこでXは、上記のような自己の性癖を利用して、Aに暴力を振るい、ケガを負わせてやろうと計画した。

某日、Xは上記計画を実現するために、Aに電話をかけて「今夜、久しぶりに一緒に酒を飲まないか。」と誘い、近所の居酒屋で待ち合わせをした。2人はカウンターでビールを飲み始め、約30分が経過したころ、Xは複雑酩酊状態に陥り、Aにケガを負わせるつもりで卓上にあつたビール瓶を取り上げて、いきなりAの顔面を数回殴打した。Aは仰向けに転倒し、床に後頭部を打ち付けて、全治1か月の傷害を負った。

Xは居酒屋の店員や他の客らによって取り押さえられ、駆け付けた警察に引き渡された。一方、Aの後頭部からの出血が激しかったことから、店員が直ちに救急車を呼び、Aは緊急手術を受けるために近くのW病院に搬送されることとなった。ところが救急車がAをW病院に向けて搬送する途中、後続する大型トラックを運転していたCがブレーキ操作を誤ったために、同トラックが救急車の後部に激突し、その衝撃で車内のAは死亡するに至った。

なお後日、Xは、Aの顔面を殴打した際に心神耗弱状態であったことが判明した。

Xの罪責を論ぜよ。ただし特別法違反について論じる必要はない。

【後期日程】

試験科目名： 刑 法

第2問（配点：40点）

X（女性・36歳）は、大学を卒業して以降、働く気が持てず自室に引きこもるようになり、10年以上経過した現在では、父A（63歳）の年金と退職金を頼りに暮らしていた。なお、Xの母Bはすでに病気で死亡しており、AとBの間にはXの他に娘C（39歳）がいた。

某日、AはXの今後を心配し、Xに対し、「1ヶ月以内に家を出て行くこと。生活費は最初の2週間分は援助するが、それ以降は自分で稼ぎなさい。自活できないのであれば、遺産はお前には一切渡さない。」と書いた手紙を渡した。それを読んだXは憤慨し、Aを物取りの犯行に見せかけて殺害し、本来自分がもらえるはずであるAの財産を相続しようとして決意した。

Xは、就寝中のAの寝室に入ると、台所から持ってきた包丁でAの腹部を複数回刺して、Aを死亡させた。その後、Xは当初の計画通り物取りの犯行に見せかけるため、Aの寝室の窓ガラスを割り、部屋を荒らした。その際、Xは偶然、Aの洋服ダンスの中に現金20万円を発見した。Xはそこで初めて当座の生活費がなかったことに思い至り、見つけた現金20万円をその生活費にしようとして決意し、Aの部屋から持ち去った。

その後、警察の捜査によってXがAを殺害したことが明らかになり、XはAの財産を相続するには至らなかった。

Xの罪責について論ぜよ。ただし、器物損壊罪及び特別法違反について論じる必要はない。

令和4年度  
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻  
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】  
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民法・商法

試験時間：13:30～15:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、4ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民法【第1問】・【第2問】、商法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 民 法

第1問（配点：40点）

Aの所有する甲土地とBの所有する乙土地とは東西に隣り合っている。Aは、2013年4月1日、Bのために、乙を要役地として、甲土地の上に無償かつ無期限の通行地役権（以下「本件地役権」という。）を設定した。以降、Bは、甲の北側部分を通路として毎日、使用している（以下、この通路のことを「本件通路」という。）。本件通路は、乙の東端から甲の東側にある公道へとつながっており、さらに、コンクリートで舗装され、かつ、その片側には排水溝が設けられている。他方、本件地役権の設定についてその旨の登記は行われていない。

2021年2月1日、Aは、甲をCに譲渡し、その旨の登記を経由した。その際、Aは、本件地役権についてCに何も説明しなかった。また、Cは、甲を譲り受ける前に、甲を実際に自ら確認し、本件通路の存在を認識したものの、それはA自身が使用しているものであろうと考えて、この点について何も調査をしなかった。

その後、Cが甲の引渡しを受け、甲の使用を開始したところ、Bが本件通路を通行しようとしたので、Cは、その時点で初めて、BがAから本件地役権の設定を受けた事実を知った。しかし、Cは、Bによる通行を煩わしく感じたので、Bに対して、これ以降、本件通路の使用は認められない旨を伝え、Bが乙から本件通路に入ることができないよう封鎖措置を取った。そのため、Bは、乙から公道に達するまでに別の道を使用しなければならなくなった。

この場合における①BC間の法律関係および②AC間の法律関係について論じなさい。

第2問（配点：40点）

雪深い山間部に位置する温泉街で土産物店を営んでいたAは、冬の間、店舗の前を除雪するため、小型のホイールローダー（前方にバケットを備えタイヤで走行する特殊自動車。以下、「甲」とする。）を所有してこれを使用していた。2019年の秋、Aは、高齢のため、店を閉めて都市部に住む息子夫婦と同居することになったが、土産物店の土地建物は、直ちに買い手が見つからないため、しばらくそのままにしておくことになった。Aがそのことを、Aの店舗の隣でラーメン店を営むBに話したところ、Bは、「それならAさんが使っている甲を貸して欲しい」とAに頼み、冬の間Bが、甲を借りることになっ

【後期日程】

試験科目名： 民 法

た。もっとも、甲は修理の必要があったため、雪が降る前にBが費用を出して甲を修理する約束が、ABの間でなされた。

その後、Bは、甲の修理を、代金を20万円としてCに依頼した。Bは、Cに修理してもらった甲を冬の間除雪のために使っていたが、新型コロナウイルスの流行により、2020年の3月頃からBのラーメン店の売り上げは激減した。そのため、Bは、翌々月の5月、ラーメン店の店舗も甲もそのままにして夜逃げをした。

Bの夜逃げ後、土産物店の店舗の様子を見に来たAは、Bが夜逃げしたことを近所の人から聞き、Bに貸していた甲を自分の店舗の車庫に戻した。

以下の各問いに答えなさい。なお、各問いはそれぞれ独立した問題である。

- (1) AB間の甲の貸借は、無償で行われていたものとする。Bから修理代金を受け取っていないCの、Aに対する、20万円の支払請求は認められるか。
- (2) AB間の甲の貸借は、月5万円の賃料をBがAに支払う約定の下で行われていたものとする。Bから修理代金を受け取っていないCの、Aに対する、20万円の支払請求は認められるか。

【後期日程】

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

問1

A、Bは甲株式会社の代表取締役である。Aは総株主の議決権の40%に当たる甲社株式を有しており、Bは30%に当たる甲社株式を有している。Cは総株主の議決権の15%に当たる甲社株式を有する株主である。AとBは経営方針をめぐって対立しており、AはBを取締役から解任したいと思うようになった。AはCに株主総会で自分の味方になってもらいたいと考え、そのことをCに告げて甲社を代表してCに500万円を提供した。Cは甲社に対して、どのような責任を負うか論じなさい。

問2

株主総会と取締役会における特別利害関係人による議決権行使の扱いについて説明しなさい。

令和4年度  
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻  
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】  
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民事訴訟法（第1解答）

試験時間：16:00～16:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、2ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

問1

必要的共同訴訟において共同原告の1人が単独で訴えを取り下げることができるかについて、必要に応じて場合分けをしつつ論じなさい。

問2

Yは、Xに貸し付けた5000万円が約束の期限を過ぎても返済されないと主張して、Xに対し、その一部である1000万円の支払を求める訴え（以下「前訴」という。）を提起した。これに対し、Xは、Yから借りた額は1000万円であって、それについてはすでに弁済したと争った。前訴の受訴裁判所は、Xの主張どおりの事実を認定して、Yの請求を棄却するとの判決をし、同判決は確定した。

その後、Xは、Yに対し、Yに納入した商品の代金2000万円の支払を求める訴え（以下「本訴」という。）を提起した。本訴において、Yは、前訴で一部を請求した、Xに対する5000万円の貸金債権の残部をもって、Xの主張する売買代金債権と対当額で相殺するとの抗弁を提出した。このYの相殺の抗弁の主張に含まれる訴訟法上の問題点について論じなさい。

令和4年度  
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻  
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】  
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 刑事訴訟法 (第2解答)

試験時間 : 16:50~17:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、2ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、刑事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

警察官Pらは、10月1日、被疑者Xが、その妻であるV女を自宅内で殺害した嫌疑により、任意同行を求めて取り調べていたが、Xはこれを否認した。同日の取調べ終了後、Pらは、Xを犯行現場である自宅に帰宅させることはできず、また、Xが自殺するなど不慮の事態が発生するかもしれないと考え、Xに対し、警察で用意した最寄りの甲ビジネスホテル（以下、「甲ホテル」という。）に宿泊するよう求めたところ、Xはしぶしぶこれを承諾した。10月2日以降も、連日午前9時頃から午後11時過ぎまで、警察署における任意取調べは続いたが、取調べ終了後は、甲ホテルに宿泊させた。甲ホテルでは、Xが宿泊している201号室に警察官は同宿しなかったものの、同部屋前には警察官を配置してその動静を監視し、また同部屋内に設置された電話は、使用できないよう設定した。また甲ホテルから警察署との間は、朝晩警察車両（覆面パトカー）で送迎し、Xの昼食と夕食は取調室で提供し、食事と休憩時間以外はほとんど取調べに費やされた。なお、取調室での食事は適切に摂らせたほか、休憩時間も適宜、確保し、また甲ホテルの宿泊費及び食費は警察が負担した。こうした任意取調べは10月9日まで続けられたが、XからPらに対し、帰宅したいとの発言はあったものの、これを強く申し入れることはなかった。

Pらが取調べを継続した10月10日夜になり、XがV女を絞殺したことを認めたため、Pらはこれに対する自白調書を作成し、また同調書等を疎明資料として通常逮捕令状を請求し、同令状は同日発付された。その後、XはV女を殺害する際に使用したタオルについても、それを廃棄した場所を供述したため、Pらが捜索したところ、同タオルも発見された。

Pらが作成した自白調書に証拠能力はあるか。また、発見されたタオルに証拠能力はあるか。

令和4年度  
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻  
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】  
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 行政法

試験時間 : 18:00~18:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、3ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、行政法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

訴外Aは、B県内の土地（以下「本件土地」という。）上に、土壤汚染対策法（以下「法」という。）3条1項所定の有害物質使用特定施設を設置・使用していたが、Aから当該施設の使用の廃止の届出を受けたB県知事は、本件土地の所有者であるXに対し、法3条3項に基づく通知（以下「本件通知」という。）を行った。

そこで、Xは、通知は本来、行政処分ではないが、本件通知は、行政事件訴訟法3条2項の「処分」にあたることを考え、本件通知の取消訴訟を提起した。

なお、本件通知を受けたXは、法3条1項所定の調査・報告しなければならないが、報告しない場合は、B県知事により報告を命じられ（法3条4項）、当該報告命令に従わない場合は、罰則等が予定されている（法65条1号）。また、B県知事は、本件通知をするにあたり、事前に意見を述べる機会をXに与えておらず、本件通知には、理由も提示されていない。

問1

Xは、本件通知の処分性について、どのような主張をすべきか。

問2

本件通知が処分であるとして、本件通知には、行政手続法上、いかなる違法性が認められるか。

（参考条文）

土壤汚染対策法

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（略）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（略）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。（以下、略）

2 （略）

3 都道府県知事は、（略）有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特

【後期日程】

試験科目名： 行政法

定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第四項若しくは第八項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第二項、第四項若しくは第八項、第十二条第五項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

（二号以下、略）

## 令和4年度法科大学院入学試験【後期日程・開放型特別選抜後期日程】

### 法律科目試験 出題の趣旨

#### 憲法

##### 問題1

本問は、いわゆる住基ネットの合憲性に関する問題である。関連判例としては、最 1 小判 H20・3・6 民集 62・3・665 がある。主要な論点としては、①プライバシー権の内容、②プライバシー権制約の違憲審査基準、③具体的検討（違憲審査基準のあてはめ）等がある。上記各論点について、関連判例と学説をふまえた解答が求められる。

##### 問題2

本問は、憲法と条約の形式的効力（国法秩序における序列）の優劣について問うものである。換言すれば、いわゆる憲法優位説の論拠について、憲法の関連規定も踏まえて説明することを求めるものである。憲法の最高法規性をいうだけでは説明にはならない。憲法 98 条 1 項には条約が列挙されておらず、同条 2 項では条約の遵守が規定されているのである。憲法改正手続と条約締結手続との対比を論ずることは必須であるが、さらに 81 条や 99 条との関係にも目配りすることができれば十分な解答となるだろう。

#### 刑法

##### 問題 I

本問では、酒を多量に飲むと複雑酩酊状態に陥り、他人に危害を加える性癖の持ち主であり、そのことを自覚していた X が、自己のそうした性癖を利用して A に傷害を与えることを企て、実行に及んだところ、X は傷害行為の際には心神耗弱状態にあり、また、A は傷害を受けた後に救急車で病院に運ばれる途中、交通事故により死亡したという事例について、傷害行為と死亡結果の間の因果関係、刑法 39 条 2 項の適用の可否を中心に検討すべきことになる。前者については、刑法における因果関係の意義と判断基準を明確にした上で、本問の事実関係を丁寧に当てはめて結論を導く必要がある。また後者については、刑法 39 条 2 項の適用を認める場合、「行為と責任能力の同時存在の原則」との関係をいかに理解するかが争われるが、いわゆる「原因において自由な行為」の理論により、①同原則を堅持する立場（構成要件モデル）と②同原則を緩和する立場（責任モデル・例外モデル）が主張されているところ、いずれに与するとしても、単なる政策論（処罰の必要性）ではなく、責任主義との関係性を意識した理論構成を明確にするとともに、当該理論を適用するための要件を提示した上で、やはり本問の事実関係を正確に当てはめていくことが求められる。なお、刑法 39 条 2 項は必要的減輕事由であるから、この争点は X に犯罪が成立することを前提として、その刑の減輕の可否の問題であるこ

とも留意すべきである。

## 問題 2

本問は、2 項強盗罪における「財産上（不法）の利益」の意義に関する基本的な知識及び、死者の占有に関する知識を問うものである。問題文によれば、X は父 A を殺害して、A の財産を相続しようとしている。相続の開始による財産の承継が、2 項強盗罪における「財産上の利益」に当たるかについては、すでに否定する判例が存在する（東京高判平 1・2・27 高刑集 42 卷 1 号 87 頁）。この判例を念頭に、強盗殺人罪の成否について論じ、結果的には否定する（殺人罪のみ成立）必要があった。また、問題文によれば、X は A の殺害直後に、室内で発見した現金 20 万円を領得しようと思いついている。殺害時に不法領得の意思がなかったことから、強盗罪は考えられず（ただし、藤木説）、窃盗罪か占有離脱物横領罪の成否を論じる必要があった。ここでは、すでに死亡している A が当該現金を占有しているか（窃取概念における「他人の占有」）が論点となる。想定される答案としては、死者の占有そのものを否定しつつ、殺害した者との関係での生前の占有の継続を認め、時間的場所的に接着している範囲で窃盗罪の成立を認めるというものがあつた（最判昭 41・4・8 刑集 20 卷 4 号 207 頁）。

## 民法

### 第 1 問

本問のうち、まず① B C 間の法律関係に関するものは、未登記通行地役権の権利者が承役地の譲受人に対して当該地役権の取得を対抗することの可否・要件、とりわけこれらに関する最判平成 10 年 2 月 13 日民集 52 卷 1 号 65 頁の判示が正確に理解されているか否かを試す問題である。

次に、② A C 間の法律関係を問う問題については、B が C に対して上記地役権の取得を対抗しうる場合における C の A に対する代金減額請求（民法 565 条、563 条）の可否、C による甲の売買契約の解除（同 542 条）の可否、C の A に対する損害賠償請求（同 415 条）の可否などを具体的に分析することが求められる。

### 第 2 問

転用物訴権。B A 間の利得移動が有償か無償かで区別して考えるべきであるとする学説（昭和 45 年最判に対する批判）及び最高裁判例（平成 7 年最判）を踏まえた論述をしているか否か。

## 商法

問 1 は株主の権利行使に関する利益供与（会社 120 条）について問うものである。条文に定

められた要件に、きちんと当てはめながら論じることが求められる。

問2は、特別利害関係人の議決権行使について、株主総会と取締役会の違いについての理解を問うものである。株主総会では権利行使はできるのであり、ただ、そのために著しく不当な決議がなされたことが、決議取消事由になる。これに対して、取締役会では権利行使ができない。このような点の指摘に加えて、このような違いがあるのはなぜかを説明することが求められる。

## 民事訴訟法

問1は、必要的共同訴訟人の訴訟行為の効力に関する基本的な理解を問うものである。2種の必要的共同訴訟（固有必要的共同訴訟、類似必要的共同訴訟）において訴訟共同の必要に差異があることを踏まえたうえで、それぞれの場合における共同原告の1人による訴えの取下げの効力について検討することが求められる。

問2は、一部請求後の残部を用いた相殺の抗弁の適法性について問うものである。前訴の訴訟物が何なのかを押さえつつ、明示的一部請求棄却後の残部請求は特段の事情がない限り信義則に反し許されないと判示した最高裁判例を意識しながら、残部が相殺の抗弁に供された場合の取扱いを説得的に論じることが求められる。

## 刑事訴訟法

刑事訴訟法における主要論点である、捜査法及び証拠法の分野から、宿泊を伴う取調べ及び派生的証拠の証拠能力の問題を出題した。前者では特に任意取調べの適法性の問題を、後者では取調べによって獲得された自白に基づく派生的証拠の証拠法上の取扱いについて問うた。

## 行政法

本問は、土壤汚染対策法3条3項の通知の処分性を認めた最判平24・2・3判例自治355号35頁をモデルにしたものである。

通知の処分性を認めるためにはどのような主張をすべきかを問う問1では、まず、大田区ごみ焼却場事件・最判昭39・10・29民集18巻8号1809頁等が示す処分性の定義を示す必要がある。ついで、同項の通知により土地所有者には調査・報告義務が生じていることから、通知が土地所有者の法的地位に直接的影響を及ぼしていることを指摘する必要がある。さらに、報告義務に従わない場合には、報告命令が出され（同条4項）、報告命令に従わない場合に罰則が予定されていること（同法65条1号）につき、報告命令に対する取消訴訟を認めれば、土地所有者の権利救済は認められるが、報告義務に従わない場合すみやかに報告命令が出されるわけではないので、実効的な権利救済を図るという観点から見ても、通知が出された段階で当該通知に処分性を認め、取消訴訟を認めるべきであることを指摘する必要がある。

問 2 は、本件通知の手続法上の違法性を問うものである。まず、本件通知が行政手続法上の申請に対する処分にあたるのか、不利益処分にあたるのかを示す必要がある。ついで、問題文の中に、事前に意見を述べる機会を与えていない、理由も提示されていないと、手続法上の問題点を示唆しているため、これらの問題点が、具体的に、行政手続法のどの条項に違反するかを指摘する必要がある。